

社会医療法人財団白十字会 白十字病院

クロスネット運用管理規定 Version-4.0

平成 18 年 12 月 25 日、クロスネット運用管理規定 Version-1.0 制定。
平成 22 年 10 月 1 日、クロスネット運用管理規定 Version-2.0 改訂。
平成 24 年 6 月 1 日、クロスネット運用管理規定 Version-3.0 改訂。
令和 4 年 1 月 15 日、クロスネット運用管理規定 Version-4.0 改訂。

(趣旨)

第1条 この規程は、社会医療法人財団白十字会白十字病院（以下「病院」という）が運営するクロスネットの安全かつ合理的な運用を図り、医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 クロスネットは白十字病院と診療所や介護施設・調剤薬局等をネットワーク化し、情報を共有することにより、地域における医療・介護の質を向上させることを目的とする。

- ① 医療・介護連携の推進
- ② 医療・介護の透明性
 - 連携医等に対する透明性
 - 患者に対する透明性＝患者の医療への参加
 - セカンドオピニオン
- ③ 医療・介護の効率化
- ④ 医療・介護の安全性

(運用管理者)

第3条 病院にクロスネット運用管理者（以下、「運用管理者」という）を置き、病院長が指名する。

(運用管理者の職務)

第4条 運用管理者の職務は、次の各号に定めるものとする。

- 一. クロスネットの運用について統括すること。
- 二. クロスネットを正しく利用させるため、利用者の研修を実施すること。
- 三. 患者・利用者からのクロスネットに関するご意見、苦情を受け付け、的確に対応すること。
- 四. 事務局の指揮、監督を行うこと。
- 五. その他運用に当たって必要な事項を処理すること。

(利用者)

第5条 利用者とはID及びパスワード等の登録を完了し、電子証明書を取得した者、および他公開施設のことをいう。

(利用の手続き)

第6条 クロスネットの利用を希望する場合は、定められた様式により病院長あてに利用申請を行うものとする。

- 2 病院長は、利用者として適当と認めたときは、すみやかにID及びパスワードを発行、登録するものとする。

(利用者の責務)

第7条 利用者の責務は、次の各号に定めるものとする。

- 一. 利用者は、クロスネットを利用する際、本規程や利用マニュアルのほか「著作権法（昭和45年法律第48号）」、「個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び関係法令を遵守しなければならない。
- 二. 利用者は、患者に対し、クロスネットの十分な説明ができなければならない。

- 三. 利用者は、クロスネットを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、良質な医療の提供、患者の満足度を達成のための利用、閲覧以外には複製(転載)・公開・提供してはならない。
- 四. 利用者は、病名非告知患者へ患者情報を見せる場合、病名などの記載している部分は患者の目に触れることのないよう細心の注意を払わなければならない。
- 五. 利用者は、情報セキュリティーに十分注意するとともに、ID及びパスワードを利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 六. 利用者は、クロスネットに接続する端末について、セキュリティーを維持するためにウィルス対策ソフトを導入し、常に最新のウィルス定義に更新しなければならない。
- 七. 利用者は、接続を行う端末やその接続環境に変更が生じた場合、その旨を病院事務局に届け出なければならない。
- 八. 利用者は、「クロスネット運用管理規程」、クロスネットのセキュリティーに関する詳細について、他者に対して口外しないこと。

(会費)

第8条 クロスネットへの参加手数料は無料とする。

(患者への同意取得)

第9条 患者の診療情報等をクロスネットで共有する場合は、あらかじめ当該患者から同意を得なければならない。同意の取得方法については次の各号に定めるものとする。

- 一. 白十字病院では、クロスネットで他医療機関と診療情報を共有する旨の院内掲示を行い、患者からクロスネット登録拒否の意思表示がない限りは、同意したものとみなす。
- 二. 閲覧する診療所・病院は、書面での同意または口頭での同意を得なければならない。
- 三. 診療所・病院以外の施設で閲覧する場合は、書面での同意を得なければならない。

(診療情報の利用)

第10条 クロスネットにて取り扱う診療情報は、「検査」「処方」「注射」「画像」「カルテ記事」「文書」とする。ただし、公開項目の拡大については今後検討する。

- 2 クロスネットの主旨に賛同し同意を得た患者の診療情報は、参加同意書で指定された利用者限り利用することができる。
- 3 前項については、患者からの取り消しがあるまでの期間有効とする。

(利用時間及び機能等の停止)

第11条 クロスネットの利用は、365日常時可能とする。

- 2 クロスネットの良好な運用を維持するために必要な場合にクロスネットに関する機能の停止又は変更を行う。
- 3 前項の規定により停止又は変更するときは、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他病院長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(通信内容の削除)

第12条 利用者が次の各号に該当する場合、病院長は通信内容の削除するものとする。

- 一. 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- 二. 第7条第一号に違反したとき。

(患者死亡時)

第13条 利用者は、クロスネットに登録された患者が死亡した場合、速やかに運用管理者へ連絡しなければならない。

2 運用管理者は、患者死亡時は直ちに患者登録を取り消してクロスネットで患者情報を参照できないようにする。

(ID番号等の取り消し)

第14条 利用者が次の各号に該当する場合、病院長はID番号等を取り消すことができる。

一. 利用停止申請をおこなったとき。

二. 第7条第一号に違反したとき。

三. ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(利用停止の手続き)

第15条 クロスネットの利用停止を希望する場合は、定められた様式により病院長あてに利用停止届け出を提出するものとする。

2 クロスネットの利用を停止した元利用者は、「クロスネット運用管理規程」、クロスネットのセキュリティに関する詳細については、クロスネット退会後も、他者に対して口外しないこと。

(免責事項)

第16条 利用者がクロスネットを利用することにより、利用者の端末あるいは、利用者の医療施設内のネットワークなどにウイルス感染など各種トラブルが発生しても、白十字病院は一切責任を負わない。

2 利用者の過失により患者情報が利用者の施設外に漏洩した場合、白十字病院はその責任を負わない。

(監査)

第17条 監査について、次の各号に定めるものとする。

一. クロスネットが利用者により適切に管理運用されているかを監督するため、利用者は白十字病院システム開発室による監査を受けること。

二. 登録患者からの依頼により、白十字病院が該当する利用者のアクセスログの記録を患者へ公開する場合、利用者への事前の承諾を必要としない。

三. 登録患者からの依頼により、白十字病院は該当する利用者の使用している端末およびその環境を調査可能で、利用者はその調査を断ることはできない。

(罰則)

第18条 利用者が、「クロスネット運用管理規定」、個人情報保護法または同ガイドラインに違反した場合、白十字病院病院長は監査委員会を設置し処罰に関する検討を依頼する。

2 白十字病院病院長が悪質と判断した場合、利用者はクロスネットの登録を取り消され、さらに利用者の処罰に関しては司法の手に委ねられる。

(その他必要事項)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、病院長が利用者と協議の上、定めるものとする。ただし、緊急その他病院長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。